

項目名	重点番号5：再生可能エネルギーの優先接続・優先給電ルールの整備
アクションプランの記述	
<p><b>【改革の方向性】</b></p> <p>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法で規定された、再生可能エネルギーの系統への接続について電力会社が接続を拒否できる場合を具体的に定める等、再生可能エネルギーの多様なプレーヤーによる導入を促すための接続ルールを整備、公表する。また、一般電気事業者は接続の可否の判断について接続申請者に対し説明責任を負い、紛争となる場合には、一般電気事業者が一義的な挙証責任を負う方向で、中立的な第三者が裁判外紛争処理（ADR）を行うよう、ルールを策定する。</p> <p><b>【検討の対象】</b></p> <p>対 象：電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に係る制度整備、送配電等業務支援機関ルールの改定</p> <p>検討の場：経済産業省</p> <p><b>【結論を得る時期等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案成立（平成23年8月）</li> <li>・ 電気事業法の一部改正法案成立（平成23年8月）</li> <li>・ 23年度中に結論、再生可能エネルギーの買取制度の導入に合わせて措置</li> </ul>	
検討状況	
<p>① 検討未着手    <b>②省内で検討中</b>    ③公の場で検討開始    ④結論公表    ⑤措置済み</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改革の方向性に従い、再生可能エネルギーの多様なプレーヤーによる導入を促すための接続ルールについて省内及び関係機関で検討中</li> </ul>	
スケジュール等	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 23年度中に電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に係る省令案の作成及び送配電等業務支援機関ルールの改定を行い、早急に整備を行う</li> </ul>	

項目名	重点番号6：柔軟な料金メニューの設定による需要家に対するピークカット・省エネの誘因強化
<b>アクションプランの記述</b>	
<p><b>【改革の方向性】</b>            産業・業務・家庭すべての部門において需給動向の変化を踏まえた柔軟な料金メニューを設定し、需要家による主体的なピークカット・省エネ促進に向けたインセンティブを強化する。</p> <p><b>【検討の対象】</b>            対象：一般電気事業者による供給約款・選択約款等            検討の場：経済産業省</p> <p><b>【結論を得る時期等】</b>            ・エネルギー・環境会議「当面のエネルギー需給安定策～エネルギー構造改革の先行実施～」において、方向性の提示            ・23年度中に結論、速やかに措置</p>	
<b>検討状況</b>	
<p>①検討未着手 <b>②省内で検討中</b> ③公の場で検討開始 ④結論公表 ⑤措置済み</p>	
<p>「電力会社の需給対策アクションプラン」において、更なるピーク削減に向け、需給調整契約に加えてスマートメーターも活用した柔軟な料金メニューの拡充や契約電力の引下げ等の取組を維持・拡大する方針が示されており、来夏に向けて、電力会社に対して、ピーク時間帯料金等の柔軟な料金メニューの設定を促している。なお、今冬については、既に6社が需給調整契約の拡大等、新たな料金メニューを導入しており、今後とも、電力各社における検討状況をフォローアップする。</p>	
<b>スケジュール等</b>	
<p>来夏の対策として、需要家に周知・交渉が可能となるよう、電力各社において検討を進めるとともに、経済産業省において適宜フォローアップを実施する。</p>	

項目名	重点番号7：スマートメーターの導入加速化のための制度的枠組み
<b>アクションプランの記述</b>	
<p><b>【改革の方向性】</b>            スマートメーターを今後5年以内に総需要の8割まで集中整備するとの政府目標に向け、一般電気事業者によるメーターの加速的な導入を制度的に担保する仕組みを整備する。併せて、スマートメーターの導入インセンティブを付与する観点から、計量法に基づく検定手数料を引き下げる方向で見直しを行う。</p> <p><b>【検討の対象】</b>            対象：（スマートメーター導入）新規に制度的に担保する仕組みを整備            （計量法に基づく検定料）計量法関係手数料令            検討の場：経済産業省</p> <p><b>【結論を得る時期等】</b>            ・エネルギー・環境会議「当面のエネルギー需給安定策～エネルギー構造改革の先行実施～」において、導入目標の前倒しが決定（5年以内に総需要の8割）            ・23年度中に結論、短期的導入策（高圧部門）、導入ロードマップ（低圧部門）を策定。            検定手数料は23年度内に結論、速やかに措置。</p>	
<b>検討状況</b>	
①検討未着手 <b>②省内で検討中</b> <b>③公の場で検討開始</b> ④結論公表 ⑤措置済み	
<p>（スマートメーター導入）中長期的にも電力需要のピークカットへの対応が不可欠であるため、総合資源エネルギー調査会等において、スマートメーターの導入加速化の措置の在り方について、幅広く検討する。</p> <p>（計量法に基づく検定料）経済産業省において、政令改正に向けて、検定手数料の具体的な引き下げ水準等について検討中。</p>	
<b>スケジュール等</b>	
<p>（スマートメーター導入）</p> <p>総合資源エネルギー調査会基本問題委員会：            来夏に新・エネルギー基本計画をとりまとめ予定</p> <p>総合資源エネルギー調査会省エネルギー部会：            平成23年11月7日（月）に開催、来年の1，2月頃にとりまとめ予定。</p> <p>（計量法に基づく検定料）            年度内目途：パブリックコメント等所要の経路を経て政令改正            来年6月中目途：改正政令を施行</p>	

項目名	重点番号8：スマートメーターのインターフェース標準化
アクションプランの記述	
<p><b>【改革の方向性】</b>            家庭におけるエネルギー使用情報の活用による一層の省エネを図るべく、スマートメーターとHEMS との情報連携に必要なインターフェースの標準化及びその前提となる電力各社等から提供されるデータフォーマットの統一を行う。</p> <p><b>【検討の対象】</b>            対象：ガイドライン等の新規策定            検討の場：経済産業省</p> <p><b>【結論を得る時期等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ エネルギー・環境会議「当面のエネルギー需給安定策～エネルギー構造改革の先行実施～」において、導入目標の前倒しが決定（5年以内に総需要の8割）</li> <li>・ 23年度中に結論、速やかに措置。</li> </ul>	
検討状況	
<p style="text-align: center;">①検討未着手 ②省内で検討中 <b>③公の場で検討開始</b> ④結論公表 ⑤措置済み</p>	
<p>スマートメーターのデータフォーマット及びHEMS*とのインターフェースの標準化を行うべく、平成23年11月7日にスマートコミュニティアライアンスの国際標準化WGの下のEMS-SWG（エネルギーマネジメントサブワーキング）に「スマートハウス標準化検討会」を設置。さらに、本検討会の下に「スマートメータータスクフォース」を設置し、技術的事項について検討を行っているところ。</p> <p>（※ Home Energy Management System：住宅のエネルギー管理システム）</p>	
スケジュール等	
<p>平成23年度中のとりまとめを目指す。なお、これまでの開催実績は以下のとおり。</p> <p>&lt;これまでの開催実績&gt;</p> <p>第1回 スマートハウス標準化検討会（11月7日開催）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・キックオフ</li> </ul> <p>第1回 スマートメータータスクフォース（11月17日開催）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・メーターからHEMSへのデータ提供について</li> <li>・スマートメーターとHEMSとの情報連携に関する国内外事例の紹介 等</li> </ul> <p>第2回 スマートメータータスクフォース（12月2日開催）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・HEMSとのインターフェースの検討に際してのスマートメーターの論点</li> <li>・データフォーマット統一（案）について 等</li> </ul> <p>第3回 スマートメータータスクフォース（12月12日開催）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電力会社等から提供されるデータフォーマットの統一</li> <li>・情報連携のための通信ミドルウェア（公知な標準インターフェース）の整理</li> <li>・HEMSからスマートメーターへの要件・課題整理 等</li> </ul> <p>第2回 スマートハウス標準化検討会（12月16日開催）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スマートハウス標準化検討会進捗報告（中間） 等</li> </ul>	

項目名	重点番号9：卸・IPPの発電余力の活用
アクションプランの記述	
<p><b>【改革の方向性】</b>          卸電気事業者及び卸供給事業者（IPP等）については、通常、一般電気事業者との契約において40～80%の利用率をベースとした発電パターンが定められているが、夜間等の発電余力を活用することは、社会全体としてのコスト低減に資する。このため、卸電気事業者及び卸供給事業者に対し卸電力取引所等を通じた売却、一般電気事業者及び特定規模電気事業者（PPS）に対し積極的な電源調達をそれぞれ促す観点から、卸供給契約とは別途、発電した電力の売買が可能となるよう措置する。</p> <p><b>【検討の対象】</b>          対象：電気事業法第22条の解釈の見直し、ガイドライン等で手続等を明記          検討の場：経済産業省</p> <p><b>【結論を得る時期等】</b>          ・エネルギー・環境会議「エネルギー需給安定関連の規制・制度改革リスト」掲載項目          ・速やかに結論、年内に措置（今冬の需給対策としても活用）。</p>	
検討状況	
①検討未着手 ②省内で検討中 ③公の場で検討開始 ④結論公表 <b>⑤措置済み</b>	
経済産業省において、卸・IPPの発電余力の活用を実施する際に論点となる事項について検討を行い、発電余力活用の契約に関する具体的な手続の指針を示した事務連絡を公表。	
スケジュール等	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・本年11月下旬：事務連絡「卸・IPP電源の発電余力活用の具体的スキームについて」を公表</li> <li>・来春以降：今冬の実施状況を踏まえて、必要な見直しを行う予定</li> </ul>	

項目名	重点番号 10：電気事業法上の保安規制の見直し
アクションプランの記述	
<p><b>【改革の方向性】</b></p> <p>500kW 以上の太陽光発電設備に求められる工事計画届出及び使用前安全管理検査の不要範囲を拡大するとともに、使用前安全管理検査における負荷遮断試験等の試験方法を合理化する。</p> <p><b>【検討の対象】</b></p> <p>対 象：電気事業法施行規則第 65 条、別表第 2（工事計画届出の対象）  「電気事業法施行規則第 73 条の 4 に定める使用前自主検査の方法の解釈」</p> <p>検討の場：経済産業省</p> <p><b>【結論を得る時期等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 22 年 9 月に閣議決定された「工事計画届出・審査等の対象外となる太陽光発電の範囲拡大」の前倒し実施及び内容拡充。</li> <li>・ エネルギー・環境会議「エネルギー需給安定関連の規制・制度改革リスト」掲載項目</li> <li>・ 工事計画届出及び使用前安全管理審査の不要範囲拡大については、23 年度中に結論、速やかに措置。</li> <li>・ 負荷遮断試験等の試験方法合理化については、24 年度中に結論、速やかに措置。</li> </ul>	
検討状況	
<p>①検討未着手 ②省内で検討中 <b>③公の場で検討開始</b> ④結論公表 ⑤措置済み</p>	
<p>・ 工事計画届出及び使用前安全管理審査の不要範囲拡大については、保安確保の観点からの省内における技術的検討は概ね終了しており、22 年 12 月に開催された第 25 回電力安全小委員会においても検討の進め方を報告している。調査の検討を終え次第、次回（23 年度中の開催を予定）の総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会電力安全小委員会において審議予定。</p> <p>・ 負荷遮断試験等の試験方法合理化については、省内において検討に着手したところ。</p>	
スケジュール等	
<p>・ 工事計画届出及び使用前安全管理審査の不要範囲拡大については、次回（23 年度中の開催を予定）の総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会電力安全小委員会において、審議予定。結論を得られれば、速やかに電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）の改正を行う予定。</p> <p>・ 負荷遮断試験等の試験方法合理化については、24 年度中早期に結論を得て、速やかに必要な措置を講じる予定。</p>	

項目名	重点番号 1 1 : 工場立地法上の取扱いの見直し
アクションプランの記述	
<p><b>【改革の方向性】</b> メガソーラー（1000kW 以上の大規模太陽光発電施設）の立地制約として指摘されている工場立地法上の生産施設面積規制について検討し、所要の見直しを行う。</p> <p><b>【検討の対象】</b> 対 象：工場立地法第 4 条に基づく準則改正 検討の場：経済産業省</p> <p><b>【結論を得る時期等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 21 年 12 月の閣議決定を踏まえ、22 年 6 月に自家消費用の太陽光発電設備の設置面積を環境施設面積に算入可能とする規制・制度改革を実施済み。売電用の太陽光発電設備に関する取扱いについては、今回新たに検討する項目。</li> <li>・ 23 年度中に結論、速やかに措置</li> </ul>	
検討状況	
<p>①検討未着手 ②省内で検討中 ③公の場で検討開始 <b>④結論公表</b> ⑤措置済み</p>	
<p>産業構造審議会地域経済産業分科会工場立地法検討小委員会において、太陽光発電施設に係る工場立地法に規定する生産施設面積率について、本年 11 月 17 日に審議。準則（告示）別表第 1 を見直すことにより、太陽光発電施設については生産施設面積率を 75% とすることとされた。</p>	
スケジュール等	
<p>■ 11 月 17 日に開催した産構審第 27 回工場立地法検討小委員会において、太陽光発電施設については生産施設面積率を 75% とすることとされた。</p> <p>■ 現在告示の一部改正について作業中であり、今後、パブリックコメントを経て、平成 23 年度内を目途に施行予定。</p>	

項目名	重点番号12：自然公園における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドラインの見直しの検討
<b>アクションプランの記述</b>	
<p><b>【改革の方向性】</b> 風力発電の適地の一部は自然公園内にも存在する。自然公園における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドラインについて、事業者等の意見を聴取した上で、風力発電の特性を踏まえた見直しを行うことを検討する。</p> <p><b>【検討の対象】</b> 対象：「風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」 検討の場：環境省</p> <p><b>【結論を得る時期等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・22年6月の閣議決定に基づき、23年3月にガイドラインを策定・公表。</li> <li>・エネルギー・環境会議「当面のエネルギー需給安定策工程表」掲載項目</li> <li>・エネルギー・環境会議「エネルギー需給安定関連の規制・制度改革リスト」掲載項目</li> <li>・23年中に事業者等の意見を聴取した上で、見直しを検討。</li> </ul>	
<b>検討状況 ※該当箇所を四角囲い</b>	
① 検討未着手 <b>②省内で検討中</b> ③公の場で検討開始 ④結論公表 ⑤措置済み	
<p>風力発電施設の審査に関する技術的ガイドラインについては、昨年6月の規制・制度改革の閣議決定を受け策定し本年3月に公表したところであるが、エネルギー環境会議の決定が本年11月に出されたことも踏まえ、11月から12月にかけて意見を聴取する事業者等の選定作業を行い、その後、意見聴取等を実施し検討を行っているところ。</p>	
<b>スケジュール等</b>	
平成23年11月～12月	ヒアリング対象の事業者等の確認
12月	事業者等のヒアリングを実施
平成24年1月以降	見直しについての検討